

令和2年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和2年3月9日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第4号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第6号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第7号議案 幸田町子ども医療の助成に関する条例の一部改正について

第8号議案 岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

第9号議案 西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業施行条例の一部改正について

第10号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第11号議案 町道路線の認定及び廃止について

第18号議案 令和2年度幸田町一般会計予算

第19号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計予算

第20号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第21号議案 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第22号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計予算

第23号議案 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

第24号議案 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第25号議案 令和2年度幸田町水道事業会計予算

第26号議案 令和2年度幸田町下水道事業会計予算

日程第3 予算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君 2番 石 原 昇 君 3番 都 築 幸 夫 君

4番 鈴 木 久 夫 君 5番 伊 澤 伸 一 君 6番 黒 木 一 君

7番 廣 野 房 男 君 8番 藤 江 徹 君 9番 足 立 初 雄 君

10番 杉 浦 あ き ら 君 11番 都 築 一 三 君 12番 水 野 千 代 子 君

13番 笹 野 康 男 君 15番 丸 山 千 代 子 君 16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬 敦君	副町長	大竹 広行君
教育長	小野 伸之君	企画部長	近藤 学君
参事(企業誘致担当)	夏目 隆志君	総務部長	志賀 光浩君
参事(税務担当)	山本 智弘君	住民こども部長	牧野 宏幸君
健康福祉部長	薮田 芳秀君	環境経済部長	鳥居 栄一君
建設部長	羽根 渊闘志君	教育部長	吉本 智明君
消防長	都築 幹浩君	企画部次長 兼企画政策課長	成瀬 千恵子君
環境経済部次長 兼水道課長	太田 義裕君	建設部次長	佐々木 要君
消防次長兼 消防署長	小山 哲夫君	会計管理者 兼出納室長	石川 正樹君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本 富雄君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者18名であります。

議事日程は、お手元に印刷の配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 廣野房男君、8番 藤江徹君の御両名を指名します。



日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第4号議案から第11号議案までの8件と第18号議案から第26号議案までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第4号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 第6号議案では、今回の第2条、第2項、第2号ですか、印鑑登録の条例であります。ここで成年後見人という文言を意思能力を有しない者というふうに改正をされました。この成年後見人というのは確かに規定されて、わかるわけですね。しかし、この意思能力を有しない者ということになりますとどういった人たちかなという、ちょっとぼやけた感じになるわけでありましてけれども、この意思能力を有しない者というものの判断基準というのはどのようになっているかということなんです。何か国のほうからの基準が示されているとか、そういった措置はなされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 成年被後見人につきましては、この条例におきまして、これまで一律に印鑑の登録を受けることができない者として規定をされておりましたが、今回の改正によりまして人権尊重等の観点から、一定の要件を満たした成年被後見人の印鑑登録が可能になるものであり、それ以外の方につきましては、取り扱いは何ら変わるものではございません。今回の改正で国から示された運用方法といたしまして、成年被後見人本人から印鑑登録の申請があった場合、その法定代理人であります成年被後見人が同行して行われる申請手続であれば、その成年被後見人は意思を有する者として判断をしまして処理して差し支えないというふうにしております。ということでありまして、意思能力を有しない者というのは、印鑑登録の申請手続において成年被後見人が同行しない成年被後見人ということになります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 成年被後見人単独で来られた場合は、なおかつ意思能力を有しない者として印鑑登録は許可されないということだと思っておりますが、であれば、成年被後見人

ただしというような形で法定代理人の同行があればこの限りでないとか、そういうふうな条文にしたほうがわかりやすいわけであります。この意思能力があるかないかという判断ですね。これは、非常に現場の担当者としては難しい話になってくると思います。その辺の判断基準を担当の窓口で十分やれるのでしょうか。少し大丈夫かなということをおもうわけでありますが、その辺はよろしいですかね。その辺のお考えをお伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 先ほど申しました国から示された運用方法、判断基準といますか、それに従って事務を進めていくわけですけれども、成年被後見人がお一人で窓口に見えた場合は、申しわけありませんが、ちょっとお引き取りを願うというようなことになろうかというふうに思いますが、成年後見人とおぼしき方が同行された場合ですけれども、同行された方が成年後見人であるかどうかを確認する必要があります。ということで、成年後見人から登記事項証明書などを提示していただき、成年後見人であることが確認できれば、担当者が判断に困るといった問題は生じないのではないかとこのように考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今回のこの改正の条文だけだとね、人権擁護の尊重とか改正する側にしてみればそういう意思があったということなんですけれども、むしろ一般的に思いますと印鑑登録ができない人の範囲が広がったかのように受け取られるのではないのでしょうか。先ほど私が申し上げたように、成年被後見人ですか、ただし書きでそういう法定代理人が同行される場合はこの限りでないというふうにしたほうがわかりやすい条文ではなかったのかなということをおもうわけであります。こういうふうに条文の改正をするというのは多分どこかからの指示があったんだろうと思いますが、一般の住民に対してどのように周知していくのか、しっかりとその辺の周知をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の改正につきましては、国の印鑑登録証明事項処理要領、こちらのほうに従いまして改正のほうをしたわけでありまして、議員が御指摘のとおり、この条文から今回の改正の趣旨を理解するのは難しいということをおもっております。町民の皆さんにはそういった誤解が生じないよう、町のホームページ、広報への記載、あるいは成年後見支援センターがあります社会福祉協議会にもお伝えをいたしまして、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 意思能力の有無の判定の件につきましては、ただいまの答弁で十分理解できましたので、次のもう一つのほう、附則の施行日についてお尋ねをいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律は、令和元年法律第37号として、昨年12月14日に施行をされております。それで、これに合わせまして、昨年9月定例会で関連する条例は改正をされておま

す。今回なぜこの条例だけ9月にできなかったのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の改正は成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして改正するものでありますけれども、9月にこの法律の関係の改正が行われているわけですが、今回この条例の改正につきましては、この条例の準則となります国の事務処理要綱の一部改正がなされ、令和元年12月14日から施行される旨、11月19日付の通知を受けての改正でありまして、その時点では9月議会はもう終わっておりまして、条例改正の作業等々で12月議会にも間に合わず、今回に上程することといたしました。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 国のほうからの準則というか、それが来るのが遅かったということのようでありましてけれども、幸田町は5万人を目指すということで、5万人ということは恐らく市政を念頭に入れてのことだと思うわけですが、この12月14日からこの条例が議決されるまでの間は、本来、条件つきながら成年被後見人の権利というのが一応緩和されてきていたはずなんです。それが12月14日以降、本日に至るまで改正がされていないということになりますと、成年被後見人イコールアウトという取り扱いになってきちゃうと思うものですから、国からの通知云々もあろうかと思っておりますけれども、やはりこういう点は十分注意をして、理想かもしれませんが、国からの通達等がなくても、これは法律が改正されたどういう条例に影響があるかということには常に意識をしていただきたいなというふうに思っておりますので、そういうふうに希望をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員がおっしゃるとおり、こういったことで対象となる方に御迷惑というか、そういったこともありますので、今後は十分国のほうの動きに注視をしましてやっていきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 先ほどから質問の中で言われておりますように、意思能力を有しない者ということですが、少しわかりにくい内容になっているわけです。この意思能力を有しない者を追加をするということで改正がなされるわけですが、その前には成年被後見人を除外をするということだと、成年被後見人は印鑑登録の資格要件があるよということで印鑑登録をすることができるわけですね。ところが、意思能力を有しない者というのはどういうことなのかというのがよくわからない。先ほどは成年後見人が同行しない者ということで説明があったわけですが、この内容ですとよくわからないわけですが、その点についてもう少しわかりやすくどういう方が意思能力を有しないのか、そういう具体的なことを答弁いただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の改正につきましては、先ほど申しましたとおり、成年被後見人の文字を削るということで、そのかわりに意思能力を有しない者というものを追加したということですが、これについては国からの見解というのが先ほど言ったことなんですけれども、法定代理人である成年後見人が同行して御本人が申請をした場合、印鑑登録につきましては意思を有する者ということで取り扱いができるということですので、意思を有しない者というのは成年後見人が同行しなくて、成年被後見人が申請をされた場合ということで、それが意思を有しない者という判断ということになります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） そうしますと、先ほど足立議員が言われたわけですが、成年後見人が同行しない成年被後見人の場合はできないよという、そういうもう少しわかりやすい条例にならなかったのかということですが、その辺は、これは国の示されたとおりの条例の案文だったのかどうなのかお聞きしたいと思います。

次に、追加をした中で意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）というふうにあるわけですが、これは15歳未満の者の取り扱いというのは今まではどうなっていたのか、その点についてお尋ねしたいと思います。15歳未満について言えば、例えば財産とか、そういういろいろな意味での、あるいはローンを組むとか、いろいろな意味で印鑑登録が必要になってくる場合ですと、ちゃんとした代理人を立てながらでないとそういうものができなかったわけですが、今回は15歳未満の者も印鑑登録ができるというように見えるわけですが、この辺はいかがなんでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の条例改正につきましては、国の準則であります印鑑登録証明事務処理要領、こちらのほうの条文規定そのままです。

それから、15歳未満の件ですが、議員の御質問は議案関係資料の15ページにありますあらましですね。こちらの2番の改正の概要のほうに、意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）を記載されているのをごらんになっての御質問だと拝察をいたします。ちょっと誤解を招くような表現でまことに申しわけありません。

議案関係資料をめくっていただいて、16ページですね。こちらの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

こちらのほうで今回改正をいたしますのは、下線が引いてあります第2条、第2項、第2号であります。意思能力を有しない者の次は、（前号に掲げる者を除く。）と続いております。前号であります第1号は略というふうになっておりますが、ここに15歳未満の者という規定があります。第2号で前号に掲げる者を除くと規定いたしましたのは、第1号で規定した15歳未満の者が重複することを防ぐためのものでありまして、15歳未満の者は印鑑の登録自体ができないということですので、15歳未満の方が印鑑証明等が必要となるということはないというふうに認識をしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） そうしますと、この関係資料、これが懇切丁寧に書いてあって、

条文であるところは略としてあるから誤解を生じるような質問になったということで理解をしてよろしいかということでございますので、以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 第7号議案は、子どもの医療費の助成に関する条例の改正であります。第4条の改正では医療費の括弧書きの部分、高校生はいいんですが、入院に係るものに限るという括弧書きがあるんですね。この高校生の医療費無料化をやりますという非常に格好いい言葉であります。ただし、この括弧書きで入院に係るものに限るという制限を設けております。これは喜んだけど、え、括弧を見てなんだという非常にぬか喜びのような感じを受けるわけですが、だんだん小学校、中学校、高校生になる、学年が上がるごとに保護者の負担というのはふえると思うんですけど、そういう状況の中で高校生だけはこういう制限を設けてしまうということはどういった理由なのでしょう、お伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、7号議案でお願いいたしております子ども医療の助成に関します内容につきまして御質問をいただいたところでございます。この子ども医療の助成に関しましては、各市町がそれぞれ独自の条例を設けまして運用をさせていただくという内容のものでございました。今回、本町におきましては、このことについての実施はもう少し先のほうの予定をしていた考え方もあったわけですが、今回前倒しで令和2年度で実施していきたいということで御提案のほうをさせていただいているところでございます。そして、既にお示しをさせていただきましたが、通院に係る部分におきましては既に行っている市町の事例というものについても承知をしているところではございます。ただ、これにつきましては、どこでこの制度の線引きをさせていただくかという部分についての議論におきましては、やはり近隣の動向、そういったような部分におきまして、実際確かに西三河においてはまだ通院まで取り組んでいる市町がなかなかないというふうなことで、あるいは社会保障費がふえていく中におきまして、無償化に対して手放しに実施していくことに対する警鐘の論調もあるような部分、そういったようなところも含めましてこの制度を考えるに当たりまして、総合的にこれは検討をさせていただく中で、高校生等の通院に関しましては今回適用のほうはさせていただかないという、そういったような判断になったというようなところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） よくわからない答弁なんですけれども、近隣の状況、どこで線引きするかという、線引きしないといかんのかということなんです。確かに前にお伺いしました金額ですね。対象を広げれば当然お金がかかるわけでありまして、通院まで広げると2,160万円ほどの費用負担がふえると、公費ですね。そういう中で、これは町にとっては確かに高額な負担になるわけでありまして、今の町の財政力から言え

ば、これはできない金額ではないと思うんです。近隣がやってないからちょっと見合わせようというような今お話がありましたけれども、やはり、やるときはスパッとやるというのが行政じゃないのかなというふうに。ちびちびやっている、やっているよということのアピールもできていかないし、本当に町はやってくれたのかなという町民に対してのそういう周知もなかなかやりにくい、そういうような状況が生まれてくるんだろうと思うんです。これは、今後はこの括弧書きを外す努力を早急にしていきたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに係る費用の部分について、財政的にこれが大きいのかどうかというような部分のそういった議論も当然させていただいてきたわけでございます。ですので、通院部分の医療費助成に関する重要性というものも認識をしてきている中ではございますけれども、財政的な負担を継続していくようなことですか、あるいは近隣がやるやらないというのはあくまで要件として、それを理由にするものでは決してあるわけではないですけれども、要件として判断する中での参考にさせていただくものであるということであるというふうに思っております、さきの一般質問におきましても町長のほうから答弁をさせていただいたように、今すぐこのことを実施するという状況ではないわけでありまして、今後の県内の実施状況あるいは財政状況も踏まえながら、検討は引き続き継続させていただくということであるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 病気というのは、かかったかなというちょっと調子が悪いなというときにすぐ医者に行って、診てもらえれば軽症で済むし、薬代も少なく済むわけがあります。これをぎりぎりのところまでがまんしていきますと、手おくれで入院というような感じになってしまうわけでありまして。そういう意味からすれば、医療費からこれは無料にして、早く医者にかかってくださいというほうが、そういういろいろな面での費用負担も減ってくるんだろうと私は思っております。このことにつきましては、さきの丸山議員の一般質問で町長みずから前向きな発言をしていただきましたので、期待をしております。したがって、回答は要りません。

次に、高校生の無料化はいいんですが、受給者証を交付しない、これはただし書きがあるんですね、6条第1項。このただし書きをなぜしたかということについてお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 通院に係る医療費助成につきましては、引き続き検討のほうは進めさせていただくということで御了承いただきたいというふうに思います。

そして、現在、子ども医療の助成に関しましては、医療機関の窓口において個人負担をいただかない形の受給者証というのを発行して行わせていただくものであります。ただ、今回の高校生の入院に係る部分につきましては償還払いということで、一旦窓口で自己負担分をお支払いいただいた後に町からお戻しするという形になりますので、そういった運用におきましては受給者証というものがその運用の中では必要がないので、受

給者証は交付しないという、そういう形の文言を条例のほうに書かせていただいたものであるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） この受給者証というものを交付していただければ、退院するときにお金を持っていく必要がないわけでありまして。これはそういうものがないと、一旦病院を出るときに自分で払って退院する。その領収証を持って役場へ来て、そして申請をする、そういう手続が必要になるわけでありまして。これは、来るにはやはり会社を休んだり学校を休んだりしなければ来れないわけでありまして、これは町民に対しては、この役場に申請に来るといってもかなり労力を要するわけでありまして。今後、そういった町民に対するもうちょっと優しい制度、このただし書きを外す努力というのをぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） そうですね、実際に制度を御利用される中におきましては、窓口においても御自身の自己負担分をその場で払わなくてもよい、こういう制度運用が確かに望ましいものであるということ、それも認識はさせていただいているところではございます。こういった制度をつくっていく中で、これもまた近隣のという言い方もあれなかもしれませんが、そういったところも調整した上で、これは決して実施が不可能であるというふうな認識であるわけではございません。今後、さらに制度を充実させていくように、引き続き努力のほうはさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） こういう制度を新しくつくるには、関係にいろいろ調整が必要だと思うんですね、関係機関との。今回こういう医療費の関係ですから、医師会、医師会に入っていない人たちの入院ですと病院、病院は入っていない人が多いかもしれませんが、そういったところ。それから、幸田町は岡崎市医師会なのですが、入院となると西尾、蒲郡、安城、いろいろな病院にかかることもあると思います。大変そういう意味での調整はいろいろあると思いますが、中学生までやっているわけですね、入院も通院も。こういう事例がもうできているわけでありまして、そこに高校生を拡大するということでありまして、それほど話が最初からの話ではなくて、そんなに難しい交渉ではないかなというふうに思います。幸田町は健康のまちを宣言いたしております。それから、愛あり幸ありというモットーで町民に対して優しい行政を行う、愛のある行政を行うと。それでもって町民に幸福感を感じていただくようにというのが、町の姿勢であります。そういった観点から、ぜひ受給者証の交付の制度の努力をしていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうからいろいろ今御指摘をいただいたことに関しまして、それにつきましての今後この制度を運用していく上での課題であるということ、十分認識をしておりますので、引き続き制度の充実に向けて努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回の子ども医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。

今回は子ども医療費が現行の中学3年生までの通院・入院の助成から、高校3年生までの入院費の助成というものでございます。まず、1点確認をさせていただきますが、高校生等の「等」とあるのは、専門学校や通信制の学校、就職している人も、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間ということで理解してもよいのか。中学校を卒業して15歳から仕事につき、社会保険加入者である場合でも同じく入院費は助成されるということで理解してよろしいか、まず最初にお聞きをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに18歳の方、高校生等という定義につきましては、委員が申されましたように、18歳の誕生日を迎えた最初の3月31日までの適用で、その年齢に属する方ですね。学生さんであろうとも、自分でみずから保険証を持つような方であられても適用はさせていただくという、そういう認識でいいということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。年齢が18歳に達した最初の3月31日までならどなたでもということで理解をさせていただきました。

それから、岡崎市医師会の医療圏ということで、岡崎市と同時に9月から入院費の助成を行うということでございますが、対象人数と影響額をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 対象人数です。現在の中でそこに該当される方につきましては、1,320人ということで見込ませていただいております。そして、これも実際に運用の上で影響額というものですけれども、現状の中におきまして、ここに該当する医療費につきましては大体年間290万円ということでありますので、令和2年度におきましては、ほぼその半分ぐらいというようなことで150万円ほどの影響額を令和2年度では見込んでいるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 対象人数は、高校生までということであるならば1,320人ということで、運用の中での予算の金額は1年で290万円年間で、今からだ9月からの適用でありますので約半分の150万円ということでございますが、では概算請求というのはどのように金額というのを算定されたのかということをお聞かせ願いたいと思います。例えば月に何人ぐらい、年に何人でも結構ですが、それに係る1人の入院費は平均幾らぐらいで、この年間290万円、7カ月150万円というのを算定されたのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） これにつきましては、既に実施をしております母子家庭等

医療費の支給額ですね、こういった部分におきます年間の支給額、それに対しまして平均的な受給者数、それを割り返しまして、入院に係ります高校生1人当たりの支給額を計算をさせていただきました。それに対しまして高校生の人口を掛けたということでおよそ290万円と、そういう形で計算のほうをさせていただいたものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。母子家庭等の医療費の今までの利用された人たちから算定をされたということで、わかりました。

それでは、現物給付のことについてお伺いをするわけでございますが、今回は受給者証を発行しないということで書いてありまして、償還払いということでございます。ということは、窓口で一旦負担金を払って、町に申請をして現金が戻ってくるということでございますが、例えば長期の入院が必要な場合があるというふうに思います。長期の入院になりますと、支払金額は高額になるものでございます。負担額が長期の入院の場合にかなりの負担額になるかというふうに思いますので、ぜひとも現物支給のお考えでしていただけないかなというふうに思うわけでございますが、先ほど足立議員からの質問からも今のところはということで答弁をいただきましたので、多分聞いても同じではないかなというふうに思いますので結構でございます。私のほうでは、県外で入院した場合の支払方法というのもお聞きしたいわけでございますが、これも現金の給付となると同じなのかなというふうに思います。ということは、やはり県外で入院されて、向こうで支払って、またこちらの窓口のほうへ来て、申請をして償還払いとなるというのは、かなりの御父兄だとか本人の負担になるかなというふうに思うわけでございますので、ぜひともこれは早い時期に現金のほうの現金給付となるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの答弁を聞いてますと、やはり入院だけに特化しているからどうしても現物給付になるのかなというふうに思います。でありますので、通院も同時にすれば現金の給付に変われるのではないかなというふうに思うわけでございます。まず、18歳までの令和2年の1月現在では、県内の8市町村が行っているということでもあります。また、本会議のほうの丸山議員の一般質問の答弁の中でも、4月からは半田市と北名古屋市が、北名古屋市は8月からですかね、入通院の助成が始まるということも出されてあったというふうに思います。ぜひとも県内の現況も毎年拡大しつつあるわけありますので、18歳までの通院医療費の助成をやはり私も提案をいたしまして、再度お考えをお聞かせを願って質問を終わりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、実施を検討させていただいております子ども医療の助成に関しましての御質問ということでありまして、今議員もおっしゃられました課題につきましては十分認識をさせていただくところでございます。その中で、県外における入院の場合ということでございますけれども、この制度におきまして高校生等の方々が県外で入院された場合のものも同じく償還払いという形になります。ただ、県外の場合は中学生以下の方におきまして、これは県内で使える受給者証をお配りさせて

いただいておりますので、仮に県外で中学生以下の方が入院された場合の医療費につきましても現状では償還払いという形で運用をさせていただいているところではございますが、引き続きそこら辺も合わせて調整ができるのかどうか、その辺もまた検討はさせていただきたいというふうに思っております。そして、既にこれも実施をしている市町村があるという、そういった状況も確認はしておりますので、そういったところの状況も踏まえながら、町民の方が安心して医療が受けれるような形での運用を心がけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 対象者数と所要見込額については、先ほどの水野議員の質問の中で答弁があったということでわかりましたが、その中で通年であると290万円、それから令和2年度では9月から実施ということで半年分ということで150万円が計上をされたわけでございますけれども、この対象者数、これは何人ほど見込まれたのか。それについて答弁がいただきたいと思います。

次に、現物給付にできないということで現金給付になるわけでございますけれども、入院だけの助成をやっているところは県内全て現金給付だよというようなことで、それで答弁もあったわけでございますが、例えばこうした現物給付にかわる仕組みの中で現物給付的な対応ができなかったのかということでございますけれども、例えば入院が決まった時点で先に申請をする。そして、その証明によって、例えば利用する人が窓口で現金で支払って後で償還払いを受けるのか、それとも直接医療機関が役場のほうに請求ができる方法にするのかと。こういうこともできないわけではないわけですよ、手続上の問題で。例えば、今、医療費は入院期間であればどこでも大体クレジット対応というのはできるわけです。ですから、本人さんが現金で支払うかクレジットで支払うか、そういうこともやっているわけでありまして。クレジットで支払うことができるということならば、そこから現金が入ってくるのもまたさらに1カ月後ぐらいになるわけですので、当然医療機関でもそのロスも見れるわけですから、1カ月の期間に現金が入らなくても対応ができるわけですから、そういうようなシステムをつくれれば本人がそこで高額な医療費を支払わなくても、直接医療機関が役場に請求すれば1カ月後ぐらいには入るといような、確実に入院医療費が入ってくる、そういう仕組みというのができないのかということでございます。これは、例えば高額療養費の場合でもそういう手続によって、直接払わなくても医療機関が役場に請求する、こういうようなものもありますので、これはやり方次第だというふうに思うわけでございます。その辺は検討はされなかったのか、それについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 対象の人数ですと、先ほど申させていただいた大体高校生世代の方は1,320人ということで、この方々が新たに使う対象になるということでこの金額のほうは算出させていただいたところでございます。

そして、現物給付という形においては、確かにこれは中学生以下の方においても適用

はさせていただいているということでもありますので、制度を実施していく中で関係機関の協力などもいただきながら、これは決して制度としてやっていけないことではないのかなというふうには思っているところでございます。極力、今は医療機関になかなかそういった負担といいますか、通常ですとかかった医療費にかかわりましては全て国保連を経由して、それに対してお支払いしていくような流れということになってきておりますので、今、現状のこの中におきましては、いろいろ考えるところもあるかと思えますけれども、実施のところは直接医療費をお支払いされた方から御請求をいただくか、あるいは国保連を通じて医療機関のほうに支払いをするかというその2つの方法で検討させていただいているというところでございますので、それ以外のところで方法的に可能かどうかはまたそれも含めて検討はさせていただきますが、利用者のことを考えていくならやはり現物給付の形を検討していくことになるのかなというふうに思っているところではございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この所要見込額でありますけれども、1,320人が全て入院した場合で計算されたのか、ということじゃないわけですよ。年間どれぐらいの方が入院をされてきたかという、そういう今までの統計というものはあるわけですよ。ですから、それに基づいて算定もされてくるというようなことかなと私は思ったわけですが、そういうのじゃなくて、1,320人が対象者数であって、所要見込額もそれによって算出したよということでは、じゃあ、1,320人も入院したらパンクしてしまうじゃないですか。ですから、やっぱりそういう算定基準というのがありますので、その辺を何人ぐらい年間高校生等の15歳以上から18歳までの方たちは入院されるのかというのがわからないのかということでございますが、その辺を再度わかっておられたら、算定根拠、これの説明をいただきたいということでございます。

それから、当然現物給付がいいわけですよ。けれども、実際に9月から始まるに当たって、窓口で高額な入院費3割分を支払わなければならない世帯にとっては大変であるわけです。それが例えば2カ月、3カ月と続いていくとかなり大変になってくる中で、後から償還払いという方法は大変な負担になってくるというふうに思うんですね。そういう観点から、今までの既存の制度の中で、あらかじめ入院が決まっていると直接役場に請求できる、そういうようなこれは高齢者の場合ですかね、いろいろあるわけですよ、入院に関して。高額療養費の場合ですね。ですから、そういう方法をとれば、直接窓口で払わなくても、そうした負担軽減ができるのではないかということですので、そういう方法もやはり町民の立場に立って考えていくべきではなからうかと思えますので、再度ありなのかどうなのかお尋ねします。

次に、先ほど足立議員も水野議員も言われましたとおり、やはり通院も対象拡大をする、こういう来年度は間に合わないかもしれませんが、次の年度には、やはりいろいろな財政的な問題も考えながら対象拡大をしていく、その取り組みを始めていただきたいと思います。これは一般質問でも答弁をいただきましたので答弁は結構ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） どうも申しわけありませんでした。この150万円というものの算定をした上での考え方ということでございます。これにつきましては、1人当たりの助成額が9万円という形で、そういった形のものを月当たり2人助成があるだろうということを見込みます。そして、それを余裕も見込みまして7カ月というようなことにおいて計算をさせていただきましたので、およそ150万円という、そういった金額で算出をさせていただいたところでございます。

そして、委員の御指摘もありました高額医療、こういったことに関しましても制度の中で事前に御相談をいただくということもあるかというふうにも思っておりますので、そういったものがスムーズに使えて、もちろん制度の運用上のことではありますけれども、高額療養費を払わなければならない方にとって少しでも何かうまい形がとれないかということにつきましても、改めてこの制度について引き続き運用も含めて検討はさせていただきたいというふうに思っております。そして、現物給付の考え方につきましても、これは引き続きの課題であるということで検討のほうはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、8号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時08分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第9号議案の質疑を行います。

1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） まず、議案目録のほうの17ページ、関係資料で24ページになります。第9号議案の改正の概要についてであります。

資料目録を見た時点では、条例の一部改正であるなど。上位法令が改正されたので、条文の改正が必要になったということで理解をしています。恥ずかしながら、提案理由のこの読み上げをされる中で率直に、「施行に伴う」「施行に伴う」と2回目に言われた「施行に伴う」を聞いた時点で少し頭が混乱しまして、このままこの理由を読んだときに、正式な表現をすればこういうことなのでしょうが、こういうような条文で理解ができるのかなという不安を抱きました。この提案理由を見たときに住民にしっかり理解をしていただけるのかということで、この議案の内容をかみ砕きながら少し確認をさせていただきたいと思えます。

これは2017年、平成29年の5月に成立した民法の一部を改正する法律、これが2020年4月1日から施行されるということでありまして。民法には契約時に関する最

も基本的なルールが定められており、この部分は債権法などと呼ばれています。この債権法については1896年、明治29年に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われてきてなかったということでもあります。今回の改正では、この120年間、社会経済の変化の対応ですとか、こういったところを図るために実質的にルールを変更する改正等、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上にも明確にし、読み取りやすくする改正を行っているということだそうです。これはちょっと勉強をして確認をしました。今回の改正では、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に見直されているもので、一部の規定を除き、令和2年、2020年4月1日から施行されるということです。そこで、改正前の利率、これは記載のとおり年6%というふうに条文に書かれておりますが、これが法定利率に変更されるわけですが、これによって町民などへの影響がどのようなか、対象人数や対象者の不利益になるような懸念はないのか、伺います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 影響を受ける可能性のある方は、幸田駅前土地区画整理事業の権利者に限定されます。区画整理は仮換地点の権利面積と事業終盤の出来高面積の面積差を金銭で調整します。金銭での調整を清算金といい、徴収と交付があります。今回の改正にある法定利率が関係いたしますのは、清算金の徴収または交付をする場合で、かつ清算金が多額で分割して徴収または交付を希望する方がいる場合に利子を付すこととなるため、利率が必要となります。なお、清算する時期は、工事が完了し測量結果が出た後となるため、今回の場合は令和3年度以降を想定していますが、幸田駅前土地区画整理事業の場合は大きな面積調整を必要とするケースが見受けられないため、清算金の分割が生じる可能性もないと想定しております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） これは西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業の施行事例というところですので、今答弁がありましたとおり、駅前の開発に関する権利者に限定されるということを理解できました。今回、年率でいきますと6%が法定利率ですと3%という認識ですので、約半減ということで、そういった面でも大きな負担があるのかと言われると、有利に働く方向になるというふうに理解をしております。状況はわかりましたが、この改正後の条文のアンダーラインがついております。この法定利率の前段の部分になりますが、法第103条第4項の規定による、公告があった日の翌日におけるとありますが、具体的にどのようなようになるのか補足説明をお願いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） どの時点の法定利率を使うか明確にするため、今回、区画整理法第103条第1項の規定による公告があった日の翌日といたしました。これは具体的には、換地処分公告日の翌日を指します。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 今回、影響のところでお話はわかりました。少し勉強した中では、法定税率の変動も今後あり得るというようなことも記載が載っております、そう

いった面でいきますと、今回は6%というズバリ書いてあった数字ですごくわかりやすかったんですが、表現上も少しわかりにくいものの法定利率が変動した場合には、今回の条文の改正のようなこういった手続が不要になるということで理解をしております。そういった面でいきますと、行政内部でのそういった手続が少なくなるということで、業務負荷の軽減にもつながるものなのかなというふうにも捉えております。本町においては、住民ニーズのさらなる多様化が課題にあると認識していますので、どんな変化でもチャンスだというふうにも捉えていただいて、こういった小さな積み重ねが大きな効果を生んでくるのかなとも考えております。住民に寄り添える時間をさらに充実をしていただきたいということを期待しまして、質疑を終わります。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第10号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第11号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、町長初め幹部の皆さん、今、各地区との懇談会を精力的に回って、丁寧に御説明をいただきました。大変御苦労さまであったということで、労をねぎらいたいと思います。

その地区懇談会の際に示されました資料があるわけですが、これを見ていきますと、平成27年度を初年度とする今後40年間の公共建築物の更新費用が総額で656.2億円であるというふうにお示しをされております。それによりますと、築31年以上の改修費用が平成27年度からの10年間に集中し、令和12年度以降、公共建築物の建てかえが継続するとございます。その費用の年間平均額は16.4億円とされております。ということで、大変な事業が控えているわけではありますが、この平成27年度に見積もりをされたというふうに思うわけですが、それから4年ほどたっております。本年度まで改修は試算をされたとおりに進んでいるのかどうか、率直な感想で結構ですのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員に御指摘をいただきました、今現在、各地区で行っていません懇談会におきましてお示しをさせていただいております656.2億円かかる公共施設の更新費用という数値につきましては、町におきまして平成27年度、平成28年3月に策定をいたしました幸田町公共施設等総合管理計画におきます公共建築物のこの先40年におきます大規模改修及び更新、建てかえでございまして、に係る費用ということ

でございます。そして、議員お尋ねの試算どおり進んでいるかというお尋ねでございますが、大変答弁しにくいわけでございますけれども、計画策定以後の町におきます大規模な建築関係の事業を御紹介いたしますと、平成28年度においては、幸田小学校の増築、29年度におきましては坂崎小学校の増築、北部中学校、幸田小学校、豊坂小学校におきます体育館吊り天井の耐震化、それから町民会館の音響整備の改修、そして豊坂ほっと館の新築。平成30年度におきましては、北部中学校の増築。令和元年度におきましては、同じく北部中学校の大規模改造、校外用地整備、豊坂小学校の増築、そして町民プールの大規模改修。また、来年度に計画また予算のお願いを今現在させていただいておりますという点におきましては、中央小学校の増築及び町民プールの継続の大規模改修ということでございます。今、御紹介させていただいたような事業をやっているわけですが、先ほど御紹介をいただきました公共施設の更新という点におきましては、更新というよりも、幸田町は子どもの数がふえる中で学校施設を中心とした改修というよりも規模の大規模化、受け皿の拡大ということに予算を使わざるを得ないというような状況がございました。また、私ども総務部総務課のほうで所管をしております例えばコミュニティホームでいきますと、本来なら計画を策定をして、順次計画的に改修・更新をすべきところ、現実としては今のところ毎年度、毎年度各地区からいただきました御要望、例えば雨漏り対策、屋上の防水化とか、外壁の傷みの塗装等々、地区から御要望をいただいた事業に対しての対応ということが中心になって、なかなか計画的に進んでいないというのが正直なところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） お答えが難しいかなとは思ったわけですが、先ほどの答弁でいきますと、大規模改修にもプールだと町民会館等で取り組んでおられるということで、それらについては後年度負担に先送りすることなく対応されているということで理解ができるわけでございますが、先ほど来言っておられます増築ですとか、ほっと館の新築ですとか、当初見込まれておられなかったもののまた将来40年以降先に改修費用が必要になってくるということであろうかと思えます。今年度の予算を見ますと、ふるさと寄附金が30億、財政調整基金への積み立てが320万円、順調なふるさと寄附は何がしかの事業に使い切るという予算になっているわけでございます。私が心配いたしますのは、この見積もられたとおりに改修が進んでいけば、その年度ごとに資金の調達をしていけるわけですのでいいと思うのですが、それが27年以降、4年間過ぎているその積み残しがもしあるとするならば、それは後の後半の36年間に固まっていくわけでありまして、より後年度負担が単年度で見えていくと重くなっていく、そういうことになろうかと思えます。そういう観点からいきますと、私は、ふるさと寄附金が好調なうちにぜひとも将来への資金繰りを考えていただいて、後年度負担が余り荷重にならないように考えていただけたらというふうに思っております。そこら辺のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 後年度負担について御心配をいただきました。公共施設の老朽化に伴います大規模修繕及び更新、建てかえの経費の後年度負担の増加という問題につ

きましては、財政上の大きな課題でありまして、その緊急性や安全性をもとに優先順位を精査し、他の住民サービスの低下を招くことのなきよう、適正に予算の投入を管理していくことが大切であると考えております。そういう点におきまして、こうした巨額を要する課題また大きな目的を持った事業等の推進のためには、ふるさと寄附金を財源とした積み立ては必要であるというように考えております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君の質疑は終わりました。

○5番（伊澤伸一君） 次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） まず、法人町民税が一部国税化ということで6%になったわけですが、令和2年度から通年これが影響をしていくということでございます。そこでお聞きをするわけですが、こうした法人事業税交付金、これは減収分の補填というもので説明があったわけですが、これが例えば減収にかわるものになるのかと、かわり得るものなのかということでございます。この法人町民税の一部国税化というのは、幸田町にとってもかなり影響があるわけですが、当初、法人町民税は12.3%、それから次に消費税8%のときに9.7%、そして10%になったときに6%と年々下がってきているわけですが、一方、こうしたこれに対して超過課税をとっているところでいいますと、2.4%の上乗せがあるということから考えると、この部分の分をきちんと課していく、負担を求めていく、そういう立場に立つべきではなかろうかというふうに思います。令和2年度になりますと、この法人町民税の法人税割が4億1,400万円ということで年々減少をする中で、非常にこれから見込みがどんどん下がってくるのではなかろうかということも考えられるわけですが、例えば、今現在世界的なコロナウイルスによる影響ということで経済界への大きな打撃ということもあるわけですが、とりわけ自動車関連産業においても、中国等の貿易関係においても、現地法人等への出向もままならないような状況の中で生産もストップしてしまうと、こういう状況でかなりの打撃を受けるのではなかろうかということも考えられるわけですが、そういうのが即幸田町の法人町民税にも大きく影響をする、こういう中でやはり企業への応分の負担というのものも、これは求めていく必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、その点について自主財源への道をつける、この考えについて、いつも言っていることでございますがお尋ねしたいと思います。

次に、幼保無償化、これも昨年の10月から消費税が10%引き上げに伴って、幼保無償化が実施をされました。これによって、今年度分の半年分は国が負担をするわけですが、令和2年度からは、これは町負担となってくるわけですが、この幼保無償化による影響額、これを幾らぐらいに算定をされたのか、これについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 法人町民税につきましては、議員の言われますように、消費税が上がるタイミングに合わせてこれまで2度税率が引き下げられました。12.3から9.7、そして6ということで、当初に比べれば今は半分以下となっておりますの

で、減少の一方であるということについてはそのとおりでございます。また、6%の影響でございますが、令和2年度の予算から影響してくるということで、今回4億1,400万で予算書のほうは計上させていただいておりますけれども、これが全て9.7で6に下がらなかったとすると5億3,100万となり、今回の税率引き下げの影響額としては1億1,700万ほどということで見込んでおります。先ほど言われた法人事業税交付金であります。こちらは一応形としては減収分の補填ということで、県税である法人事業税のうちの一部を国税化していただけるということにはなっておりますが、これが財政課のほうで予算のほうを計上していただいているわけですが、来年度としては税率がちょっと低いという部分もあって5,900万ほどということですので、半分ぐらいしか補填はされないというのが現状であります。超過課税でその分をというお話であります。もともとこの税率が引き下がっているのは国の政策であります。国の政策によるところのものについて超過課税によって穴を埋めるというのは、税率の適用の仕方としては余り好ましくないかなというような意識を持っております。ただ、議員の言われる自主財源の確保に道をつけるべきではないかということですが、町の税収は自主財源の半分を賄っております。重要な財源であるということはしっかり認識をしておりますので、税収としては十分であり安定的かつ応益性のあるものとして確保するために、課税権というものは的確に行使をしていくということは大変重要なことだということ認識をしております。ただ、企業誘致ですとか人口の増といった政策的なものを除けば、税の部門として町税の課税権を行使した自主財源確保の方法としては、議員が言われますように、超過課税を実施するということが現実的であるということ認識をしております。ただ、これを実施するに当たりますと、歳入全体の状況ですとか、歳出削減なども踏まえた上で、行政サービスの向上なしに増税のみが行われるということは適切ではないと考えております。納税者の理解が得られる説明が尽くせるかどうかというのが実施の条件となつてまいりますので、現時点では超過課税を実施する考えはないということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 令和元年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化に伴う影響額はという御質問でございます。まず、歳入の保育料、保護者負担金につきましては、平成31年度の当初予算、令和元年度ですけれども、2億3,760万円でありましたが、3歳以上児の保育料が無料となったことによりまして、令和2年度では5,832万円となり、約1億8,000万円ほどの減収と見込んでおります。保育料が無料になった3歳以上児につきましては、月額4,500円の給食費をいただくことになりましたので、令和2年度の給食費実費徴収金といたしまして約4,000万円を見込んでおります。一方、歳出であります。認定こども園への施設方給付費、小規模保育事所への地域型保育給付費が増額となったり、私立幼稚園への施設型利用給付交付金が増設されたことによりまして約1億7,000万円ほどの増額を見込んでおりますが、こちらにつきましては国・県からの負担金や補助金でほぼ充当されるというふうに見込まれております。ということで、保育料の減収分約1億8,000万円から給食費の約4,000万円を差し引きますと約1億4,000万円ということになりますので、無償

化による影響額といたしましては約1億4,000万円ほどの負担増ということであり
ます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 法人町民税につきましては、リーマンショック以前につきましては一番いいときで20億円というのが見込まれていたわけでございます。それから、年々、リーマンショック以降は1億も満たなかったというように急激に減少いたしまして、それから少しずつよくなってきたわけですが、しかしながら、このごろは5億ぐらいということで推移していたわけですが、これが6%になると、やはりもう少しダウンしてくる、さらに経済動向によっては落ち込みも出てくる。こういう状況の中で企業にとっても大変であるわけですが、しかしながら応分の負担というのは全国的に見ましても、どこの市町村でもやっているところはやっているわけでございます。それで、企業が来ないということもないわけでございますので、要は経済活動にとって利便性あるいはどうかということでもありますので、その点におきましては、今の幸田町がとっている状況の中で企業が来ないということはないというふうに思うわけでありまして、そうした観点から自主財源確保という意味でも、超過課税の実施というのをやっぱりこれからも考えていかなければならないということをお願いしたいと思います。

それから幼保無償化、この通年の影響額が1億4,000万円ということでわかったわけですが、さらに、また幼保無償化による認定こども園や小規模保育園等への影響額も、国・県の補助金があるとはいうものの影響が出てきているわけですので、その辺も加味するべきではなかろうかというふうに思います。そうした点におきまして、1億4,000万円だけでは済まないのではないかと思うのですが、再度この点についてきちんとした影響額を出すべきではなかろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、マイナンバーカードについてお尋ねしたいと思います。

国は、令和4年度までにほとんどの住民が保有することを目指しているわけでございます。また、令和3年の3月からはマイナンバーカードを健康保険証として使用可能にするということで拡大もする。さらに、今度はデジタル手続法で通知カード、現在、皆さん誰にでもこの通知カードは示されておりまして、この通知カードの廃止が定められているのが令和2年の5月末までということで示されていて、氏名や住所等に変更があった場合は通知カードが使用できないと、こういうふうになっているわけでございます。さまざまなこうした拡大あるいは住民にとっての不便といいますか、利用促進をするあの手この手ということでやってきている中で、とりわけ国家公務員や地方公務員また家族にも全てマイナンバーカードをとらせるという、こういうような方向の中で、やはり今の仕組みの中では個人情報果たして本当に守られるのかとか、また個人情報がいろいろなことで管理されてくると。こういう意味におきまして、こうした情報社会の中にあって、今大きな問題も起こってくるのではなかろうかということの懸念も大きいわけでございます。さらには、またマイナンバーカードの交付によってマイナポイント、こういうものを令和2年度から限定的にやってくるということもあるわけございませ

て、こうした点によってマイナンバーカードの促進というものを見込んでおられるのか。その点についてお尋ねしたいということと、今現在どれぐらいのマイナンバーカードの普及があるのか、わかっていたらお答えいただきたい。そして、またマイナポイントについても、わかっている範囲で答弁をいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 先ほど議員が言われましたように、法人税割については、過去最高という面では平成18年度が21億6,000万という数字がありました。最低では、平成21年度が1億1,800万ということで、またこの先も余り大きなものは見込めないだろうということは言われたとおりでございます。応分の負担ということでありませけれども、法人の方の町税とのかかわりで言えば、法人町民税は今余り芳しくないわけでありませ、固定資産税であるとか、従業員の方の個人住民税などもかかわりとしては挙げられるわけでありませ。固定資産税で言えば、本町の場合はかなり特徴的なところである内容として、土地家屋に比べて償却資産の割合が非常に高いと。こういった形は県下でもうちと田原市ぐらいだとは思いますが、償却資産が多いということは、事業用の資産ですので、これは積極的に設備投資をさせていただいているということのあらわれだと思います。また、個人町民税もこのところ伸びを示しているわけですが、人口が伸びたということもありますが、給与水準が上がったという部分もありますので、こういった面では企業の方の努力によるところもあるのではあるかと思っております。そういった点では、企業法人にあっては町税に大変貢献をさせていただいているというような現状がありますので、今の現状において新たな負担を求めるようなタイミングではないということで、今のところ超過課税を実施する考えはないという答弁になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 幼児教育・保育の無償化に伴う、認定こども園ですとか小規模保育事業所への影響でございますが、こちらにつきましては歳出のほうで認定こども園へは施設型給付費、それから小規模保育事業所への地域型保育給付費が増額となる。それから、私立幼稚園への施設等利用給付交付金が新設をされましたことによりまして、約1億7,000万円の増額を見込んでおります。しかしながら、こちらのほうにつきましては、国・県からの補助金や交付金も同じように増額をされておりますので、これによって影響額としてはないというふうに考えております。

それから、マイナンバーカードの関係であります。マイナンバーカードの交付状況であります、令和2年1月20日現在でありますけれども、本町の交付枚数は4,351枚、交付率につきましては10.4%という状況であります。ちなみに同時点での愛知県全体の交付率は13.0%、全国では15.0%という状況であります。

それから、マイナポイントでありますけれども、住民課の窓口につきましては、マイナポイントのチラシ等をお配りして御説明はさせていただいているということで、どういったものかというのをちょっと説明させていただきたいと思っておりますが、こちらにつきましては消費税率の引き上げに伴う需要平準化策といたしまして、東京オリンピック・パラリンピック後の消費を下支えする観点から実施するもので、具体的にはマイナンバー

ーカード対応のスマホかパソコンのカードリーダーにマイナンバーカードをセットして
いただいて、専用アプリか専用サイトからマイナキーIDを設定して申し込んだキャッ
シュレス決済サービスに2万円をチャージすると5,000円分、還元率で25%のマ
イナポイントが付与されるというものであります。あと、マイナンバーカードの普及拡
大ということでありまして、国のほうからこういった普及拡大ということで推し
進められているということで、幸田町におきましては個人番号カード交付事業費補助金
ですとか、歳出のほうの通知カード・個人番号カード関連事務交付金、こちらのほうに
つきまして令和元年度では3月補正後の金額で1,075万2,000円というのを、令
和2年度では2,487万円ということで増額で計上をさせていただいておりますので、
そういったことで普及拡大を国としては押し進んでいるという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 丸山議員の御質問で情報セキュリティの関係もございました。

これにつきましては、幸田町職員、マイナンバーだけではございませんけれども、情報
セキュリティをeラーニングによって行っていたり、研修も全員を対象に研修させてい
ただきながら、情報漏えいを含めて対策をさせていただいている状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幼保無償化において、歳出のほうでは小規模事業所等、幸田町の
3歳未満児保育を支える、そうした観点から幼保無償化の大きな影響というのはないか
もしれませんが、やはり待機児を出さない取り組みの中で民間の未満児保育を支
える施設の貢献というのはかなり大きなものがあるとは理解をしているわけございま
す。また、私立幼稚園におきましては、国の施策によつての自治体への負担増というの
が出てきているわけでありまして、そうした部分について私はどうなったかというこ
とで無償化の影響はどうかということをお聞きするわけございまして、全体的な中
で言われたわけでありまして、具体的に幼保無償化の影響による影響額、これにつ
いて実際の差が出ているならば、それについて答弁がいただけるならお願いしたい
ということでございますので、よろしくお願いたします。

次に、幸田中央公園整備についてお尋ねしたいと思います。令和2年度からいよいよ
この整備計画がスタートするということでございますけれども、その中で民間の施設を
誘致しながら、そして管理もするという、いわゆる今まで幸田町が取り組んできたこ
のないPFI事業に突き進むということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 幼保の無償化によりまして、影響額としては先ほど申し
上げましたとおりでありますけれども、確かにこれによりまして町としても負担増とい
うふうになっているということでもあります。認定こども園ですとか小規模保育事業所
ですとか、私立幼稚園のほうの影響ということで先ほど申し上げましたとおり、町から
歳出面につきましては、特にこれによって町の負担がふえるということは今のところ見
込まれていないということでもあります、それ以外のそういった影響につきましては
個々の事案を拾ってみなければわからないということもありますけれども、確かに丸切
り影響がないというものでもないかなというふうには思います。これにつきましては、今

後いろいろ検証していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 幸田中央公園に関しまして、来年度は便益施設、カフェを予定しておりますが、このエリア周辺の整備を令和3年度までかけて行う計画であります。便益施設のオープンを令和3年度末を目標としております。これに係る整備手法は、都市公園法第5条に基づき、設置管理許可による便益施設の設置を予定しております。便益施設の建設は、公募により事業者を決定し、事業者負担による建設を予定しております。建設後のカフェ施設の管理運営についてはカフェ事業者が行いますが、そのほかの公園施設については従来どおり町が管理していく、このような形式を想定しております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幸田町の条例改正によって、公園施設の緑地の面積を規制緩和という名のもとに条例改正をされたわけでございますが、それによってこうした民間の施設が進出ができるようになったわけでございます。それが幸田町で唯一幸田中央公園であるというように答弁されてきた経過がある中で、今回のこの便益施設、カフェについて、カフェの運営とその建物それだけを予定をしていて、ほかの管理については従来どおりということからすれば、例えばこの便益施設が撤退をした場合の予想というか、撤退してはならないわけでございますけれども、皆さんが期待されているわけですので。そういうこともあり得る可能性というはあるわけですね。そうした面で、やはり重々こうしたことで民間事業者が撤退することのないようにしていくべきだというふうに思うわけでありまして。そうした点におきまして、こういう公共施設内に民間施設を誘致をして、そして営業をするという、営業による収益を上げていくという施設については十分注意をしながらやっていただきたいということが一つでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思いますが。その点について、どういうふうにこれから進めていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 議員御指摘のとおり、幸田町における公園施設での民間事業者の進出は今回が初めてとなります。ですので、手前ども町サイドといたしましても、民間便益施設の運営に関するノウハウがほとんどございません。ですので、具体的にはもう2年ほど、ある一つの事業者のもとと打ち合わせを行いまして、幸田町の商圈としての見込み、施設の適切な範囲、位置等を打ち合わせをして、いわゆる民間事業者に対する聞き取り、最近のはやりでいいますとサウンディングというそうですが、こういったことをもう2年近く行ってきております。この結果に基づきまして、公募の募集要項の素案もほぼでき上がってまいりました。その中では、今回の公募における諸条件、例えば事業期間の規定、それから使用料の規定、ここら辺を条例改正をしてP a r k - P F Iに載せるべきか、それとも条例改正をせず今の設置管理許可で行うべきか。この検討も行った上で、現在、設置管理許可でいきたいなというふうに考えております。以上のように、幸田町といたしましても、具体的な事業者の意向等も参考とし、進出が決まったけれどもすぐに撤退をする、このようなことのないように、そこら辺の配慮もしながら、諸条件を決めて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） わかりました。3月末の基金残高につきましては資料を出していただきましたので、わかりました。これで質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第20号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） まず、一般会計からの法定外繰入についてお聞きをしたいと思えます。

国は、この法定外繰入に対して新たなペナルティを課そうとしているしているわけでございまして、そうした点で国の動向というのをどう察知しておられるのか、まずそれについてお尋ねしたいということと、それから一般会計からの法定外繰入でございしますが、予算書を見ますと、前年度と比較をするとかなり低いわけでございます。この一般会計の繰入金が1億2,580万7,000円という繰入額になっているわけですが、この内容についてそれぞれお尋ねしたいというふうに思います。

次に、国保税の県下の比較ということで通告もしてあるわけでございしますが、幸田町の納付金が9億8,527万という金額でございまして、これを県下の中で比較をしてみますと、例えば1人当たりの納付額、これを見ますと県下の中で何番目ぐらいに位置するのかなどいうのを調べてみました。そうしましたら、例えばそのままで見ると16位だったわけですが、激変緩和後で見ますと14位ということで、県下の中で14番目に高い納付金額になっているというような比較が出てまいりました。これについて、国保税については県下の比較の中で調べられたことがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、国の動向ということでございしますが、国保の県単化が行われたということがありまして、次にやはり国の財政制度審議会等で言われている中におきましては、国保の保険者機能強化としての法定外繰入金を削減していくこととすとか、あるいは都道府県の保険料の水準を統一化をしていくという、こういったことが次の課題として上げられているということでございします。そういったような動向があるということでありまして、今、国保会計を運用していく中に当たりまして、法定外

の繰入ということについては当然行ってきているわけでありますけれども、それに対する国の動向があるということについては確認をしているところでございます。

そして、特に制度的において、法定外の繰入に対します取り扱いが特に変わったわけではございませんので、予算におきましての算定におきましては、これまでは一般会計の繰入金として行ってきたというものではありませんけれども、その分を先に基金への繰入という形をとって、納付金に対します不足が出た場合は対応するというところでございますので、前年度が一般会計からの繰入金におきましては3億136万7,000円でありましたものが、今年度は2億8,802万円ということになっておりますので、ということではございますけれども、運用として特に変わってくるものではないということでございます。

そして、激変緩和の関係で、委員にお調べいただきました1人当たりの納付額というものについてはそういったものでございますし、それから国保税におきましては、県下では15位ということで、10万2,917円ということでありますので、これにつきましては県下では15位ということで確認をしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ちょっと質問が悪かったかなと思うのですが、一般会計の繰入金の1億2,580万円、この内容について質問をしたわけでございます。いわゆる財政支援としてこの額、いつも6,000万円繰り入れてきていたわけでございます。これが幾らになってきているのかお尋ねしたいと思います。

それから、基金の積み立てにつきましては、令和2年度から基金のほうにまず組み入れるよということでございまして、その分が例えば基金の繰入金が5,516万円、前年度は724万ということでふえているわけでありまして、それから財調から繰り入れてきたのが、基金の積み立てがそして歳出のほうでは6,040万円で、前年度ですと50万円だったわけでございます。そういう観点から見ますと、幸田町の国民健康保険の財調、これが残高を見ますと3億5,292万3,000円も積み立てておられるわけでございます。今まで国からの財政補助もこの中に積み立ててきて、不足する納付金等の対応に充てたいよというようなことを答弁されてきた経過があるわけですが、こうした基金対応をしながら積み立てておられる。それを幸田町の高い国保税、これを子育て支援としての均等割廃止、これで軽減をしていく、そういう使い道がないのかということではございますが、それについても伺いたいと思います。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） その他一般会計繰入金ということで、1億2,580万ということで計上させていただいたものの内訳だというふうに思っています。ちょっと済みません、細かな内容まで今は持ち合わせがないんですけれども、基本的にいつもこの中に法定外の繰入という形で6,000万というのを計上させていただいております。それについての変更は特にございませんので、取り扱いの額はちょっとこれは減っているものなのかあれなんですけれども、取り扱いが変わるということではないということをお説明させていただきます。

そして、また基金につきましては、平成22年に取り崩しをさせていただいた以降は、確かにこれは毎年財政支援分といたしまして一般会計のほうに法定外繰入は行わせてき

ていただいたということでございます。ですので、その影響もございまして、基金はどんどん残高は確かにふえてきているという状況であるということでもあります。今年度は、そういった意味では一旦取り崩しのほうも始めさせていただくことが決算上見込まれているのかなというふうにも思っているところではございます。ただ、そういったものを使って、子どもの均等割の廃止のための財源ということ、これにつきましても確かにこれまでも御提案をいただいているものであるということではございます。ただ、子どもの均等割の取り扱いにつきましても課題であるということでもありますけれども、国保の運用をしていく上で、これも総合的な面で納付金の動向ですとか、被保者数の動向、そういったようなものも加味しながら、こちらについては検討させていただきたいという課題であるというふうに思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 国保税の県下の比較の中で15位という高いところの上位のほうを示している国保税でございます。この令和2年度の予算につきましては、国は限度額を引き上げているわけですが、これも国の規定どおり、この予算の中にも組み込んだ内容となっているのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この限度額は、国が今回また引き上げの考え方はお示しをさせていただいているものではございますが、あくまでこれは幸田町に適用の場合におきましては、議会においての御承認をいただいた上でないとこれはできるものではございませんので、恐らく6月議会等で条例改正をお願いする中で、改めましてここについての考え方は御説明させていただくということでございますので、当面この新年度予算においてはそういった設定にはなっていないということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 限度額がまた3万円引き上げということで、今現在、幸田町の国保の限度額につきましては96万円にのぼるわけでございます。それがまた3万円引き上がることによって、もうすぐあと1万円足せば100万円と、こういうような今の国保税になっているわけでありまして、確かに限度額が高ければ高額な方たちが低所得者分もカバーしてくれるからというような、そういう考え方もあるでしょうけれども、しかしながら、やはり限度額が引き上がるということは、国保に加入する人たちのその基準がどうなのかということを見ていかないと、ただ単に高額所得者だから限度額を引き上げて100万円にすればいいという問題ではないわけでありまして。そうした点からしても、全体的にならしてみても幸田町の国保税は県下でも15位と、こういうような状況の中で、さらに言うならば財調はどんどん膨らむ一方である。こういうことではなくて、やはり今現在払える国保税にしていく、それが大事じゃないかなというふうに思うわけでありまして。その一つとして、やはりこの財調からの取り崩しで子どもの均等割、子どもが1人生まれれば頭割りでかけられる。こういうことがやはり子育て世帯にも大きな負担となってくるわけでありまして、まずはその辺の子育て支援としての均等割廃止。廃止とまでいかなくても軽減にしていく、そういう取り組みも必要ではないかというふうに思いますので、ぜひその検討もさせていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから御指摘をいただきましたように、国保制度は町民の生活を本当に最後に支える医療の根幹をなすものであるというふうにも認識をしておりますので、必要な方には使っていただく、そして制度に応じた内容で負担をいただくという、そういった流れになってくるということではございます。既に子どもの均等割を廃止を、一部軽減などもしている自治体の例もございますので、そういった自治体の国保の運用状況も確認をしながら、確かにそういった制度が今後本町の国保制度においてどのように取り入れることができるのかということにつきましても、検討課題としてこれについては検討を進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 後期高齢者医療は、2年ごとに保険料の見直しがあるわけでございます。ちょうど令和2年、3年とこの見直し年度でありますけれども、この保険料はどのように見込んでいるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 後期高齢者医療特別会計における保険料の適用につきましては、やはりこれは現在愛知県の後期高齢者医療広域連合、こちらのほうが運用のほうをしております、市と連合でそれぞれ役割分担をしながら、これは運用をしていく中でございます。そういった中におきまして、次年度の県下の保険料につきましては、こちらの広域連合の議会において既にもう決定をされているところでございますので、それに基づきましての保険料の均等割額ですとか所得割の率ですね、こういったものを適用させていただいて、予算のほうは計上させていただいているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ですから、保険料はどうなるのかということでございます。保険料は2本立てで保険料として計算されるわけでございます。所得割、均等割、こういう中でやられておりますので、もう既に決まっている金額でこの予算を組まれているというふうに思うわけでありまして、その額をお答えいただきたいと思います。広域連合では約10%の引き上げということをやったわけですので、その辺を答弁いただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） どうも失礼いたしました。保険料につきましては、均等割と所得割の2本立てと、そしてあと保険料の負荷限度額ということで決められてきているところでございまして、まずは均等割の額ですけれども、これまでのものが4万5,379円が令和2年、3年度におきましては4万8,765円ということで、これは伸

び率は7.46%というような伸びです。そして、あと所得割ですけれども、この率におきましては8.76%と言われていたものが9.64%で、これにつきましても10.05%の伸びという形になります。そして、また保険料の限度額におきましても62万円から64万円ということで2万円の増加、率にしますと3.23%ということになります。それで、1人当たりの保険料につきましては、およそ計算いたしますと8万7,593円、これが大体の保険料のめどになるのではないかというふうに思っております。平成31年度は8万4,977円でしたので、この新しい税率が適用になることによりまして、2,616円ほど1人当たりの保険料が増額になるということだというふうに算定をしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第22号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 介護保険は2000年から始まって、20年を迎えたわけでございます。令和3年度からは第8期となるわけでございますが、令和2年度にこの第8期の介護保険に向けての取り組みが始まるわけでございます。そういう中で幸田町の介護保険料というのは比較的低額ということで、今まで非常に努力をしてこられました。そういう中で、高齢者にとっては年金は削減される、そういう中で介護保険料の引き上げというのは暮らしに大きな影響を与えてくるわけでございます。この取り組みの中で介護保険料の据え置き、こういうことを念頭に置いての取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員が申されましたように、介護保険事業計画におきましては、制度当初以来、3年を一つの区切りといたしまして運用のほうはさせていただいているところでございまして、第7期といたしまして平成30年、令和元年、令和2年ということになりますので、令和2年度は第8期が令和3年度からの適用になりますので、それに当たります計画策定をしていく年度であるということでございます。厚生労働省から介護保険事業策定に関しましてのさまざまな資料が出てきているところではございます。そういったものも踏まえながら、計画の内容につきましては、次年度、策定のほうは進めていきたいというふうに思っております。そういった中で、本町の保険料におきましては、現在、月額平均が4,300円ということで、これにつきましても県下で下から3番目ぐらいに数えられます金額を保っているということではございません。こういったものにつきましても、やはり金額的には町民の方がサービス料として必要な額というものを見込みまして、それに対しまして3年間の必要量を見込みまして、それに対しまして保険料でいただく部分、そしてさらに基金をどこまで、基本的には大部分は使う形で計画のほうはさせていただくわけでありまして、そういったことを加味しながら保険料というものを策定させていただくところでございますので、極力議員のほうからは据え置きというような形の御提案をいただいたということでありませ

ので、そういったことも考え方の中に一つとして捉えながら、第8期の保険料につきましては決めさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この介護保険の制度の中には、介護給付費準備基金というのがあるわけでございます。これは、この期ごとの所要量、その見込みの中で不足分を補いながらやっていく、そういう考え方でやってきたわけでございますけれども、しかしながら今現在の介護給付費準備基金、これが1億3,500万、こういう残高になっているわけでありまして、これを全て出しても介護保険料の据え置き、あるいは引き下げができるというふうに見込みもできるのではなかろうかというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） そういった元来介護保険の制度の中におきましては、3年間のサービス料につきまして適切な負担を国・県・町そして被保険者の方において負担をしていただくことによって生産していくものでありますので、基金がそんなにたまっていくという、そういう状況のものではないということではあります。ですが、今現状におきましてはこういった1億3,000万ほどの基金があるということでございますので、当然保険料を算定する計算過程の中におきまして、先ほども申しましたようにサービス料がどのぐらいあるのか。そして、それをそれぞれの負担割合で出していったときに、最終的に被保険者の方からいただく保険料をどのレベルで決めていくかということについての判断を内部で、あるいは策定委員会で決めていくわけなんですけれども、そういった中におきましては基本的には基金をほとんど使う形で計算のほうはもちろんさせていただく中でありますので、据え置きが可能であるならば、そういった計算の場合もさせていただいて、そういった皆様の意見を聞きながら、結果的には据え置きになるのか、また上がるのか、そういったところを決めていきたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第25号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第26号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 下水道事業会計が公営企業会計に移行して2年目というふうになるわけでございます。そういう中で、この企業会計になりますと、幸田町の場合は全移行じゃなくて一部移行だったわけでありますので、一般会計からのほうは出資金という形の中で出てくるわけございまして、そうした中で例えば人件費とかそういう起債の償還とか、そういうものについてはそれぞれわかるわけございしますが、その中で資本的収入及び支出の中で言うところの収入のところの第3項の他会計補助金76万6,000円というのがございまして、この辺について、本来、水道事業会計ですと一般会計からの財政支援というのはほとんどないわけございまして、今回これを見ますと他会計補助金、これについて財政支援なのかどうなのか。その点について、他会計補助金についての説明をいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 予算書及び説明書の392ページにございます令和2年度幸田町下水道事業会計予算実施計画の資本的収入及び支出、このページに基づいて説明をさせていただきます。

資本的収入及び支出は、管路建設費等の資産に係る経費となっております。支出として建設改良費と公債費償還金があります。これを賄う収入として受益者負担金、補助金、他会計補助金、他会計出資金、企業債があります。他会計出資金は、企業債償還金に当てますので、収入支出が同額となっております。残る歳入項目で歳出の建設改良費へ当ててはありますが、御質問の他会計補助金はほかの受益者負担金などの収入を当てた不足分となっており、財政的な支援に間違いございません。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 移行してから2年目でありますので、この点について、本来、企業会計で言えば独立採算制が求められるということでございまして、幸田町の場合、やはりこうした財政支援をしながら、例えば下水道料金にはね返らない、そういう取り組みを進めているということで理解してよろしいかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 下水道事業には環境保全という大きな受益もございまして、それを考えますと、単純に受益者負担等で全てを賄う、この考え方には賛成できません。そういった意味で、過度の受益者負担とならぬよう一般会計からの適切な財政支援も受けながら運用を進めていく、このような考えで予算のほうを組んでおります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま、一括議題になっております第4号議案から第11号議案までの8件は、会議規則第39条の規定により、手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を3月25日までに取りまとめ、来る3月26日の本会議で報告願います。

委員会の会場はお手元に印刷の配付のとおりでございますから、よろしくお願ひします。

日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、予算特別委員会の設置について、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第18号議案から第26号議案までの9件は、内容も非常に多岐にわたっておりますので、慎重審議を期するため、予算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く14名としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、第18号議案から第26号議案までの9件は、議員14名を予算特別委員会委員に選任し付託することに決定しました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、3月12日木曜日、午前9時より、議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員であります11番、都築一三君にお願いします。

審査の結果は、3月25日までに取りまとめ、来る3月26日の本会議で報告願います。

ここで日程変更についてお諮りいたします。

手元に印刷配付の会期日程では、明日3月10日、火曜日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって明日3月10日の本会議は休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、3月10日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前11時39分

○議長（稲吉照夫君） ここで、皆様にお願いを申し上げます。

明後日3月11日は、東日本大震災から9年を迎えます。

ただいまから、震災による犠牲者になられた方々に哀悼の意をあらわし、議場において1分間の黙祷をささげますので、御協力をお願いいたします。

皆さん、御起立願います。

（全員起立）

○議長（稲吉照夫君） 黙祷。

（黙祷）

○議長（稲吉照夫君） 黙祷を終わります。

御協力ありがとうございました。御着席ください。

本日は、長時間、御苦勞さまでした。
以上で、閉会いたします。

散会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年3月9日

議 長

議 員

議 員